

特殊詐欺撃退電話機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高知県防犯協会(以下「協会」という。)が特殊詐欺の被害防止に有効な、特殊詐欺撃退電話機器(以下「優良防犯電話機器」という。)の普及促進のため、優良防犯電話機器の購入に際しての補助について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込み、その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカードなどを窃取する窃盗を含む。)の総称をいう

(2) 優良防犯電話機器

特殊詐欺の被害を防止するため、次に掲げるいずれかの機能を有する機器をいう。

ア 電話を受信した際、会話の内容を録音する旨の音声案内が流れ、会話の内容を自動で録音することができる機能を備えた固定電話機又は接続機

イ 特定の電話からの着信を自動的に判別し、かつ、特定の電話の着信を通知し、又は自動的に着信を切断する機能を備えた固定電話機又は接続機

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象(以下「補助対象者」という。)は、高知県内に居住する65歳以上の者(令和8年3月31日までに満65歳以上となる者を含む。)又はその者と同居する世帯の者とする。ただし、これまで同様の趣旨の補助金の交付を受けた世帯又は受けようとする世帯に属する者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助対象者としてしない。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、優良防犯電話機器の購入費用であり、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話機器推奨品目録に記載のある新品の電話機器(固定電話機又は接続機を対象とし、購入時に推奨品目に記載のあるものに限る。)であること。

(2) 令和7年10月9日以降に購入した電話機器であること。

(3) 原則として、高知県電機商業組合加盟の協力店(以下「協力店」という。)において購入した電話機器であること。ただし、協力店での購入が困難な特別な事情があると高知

県防犯協会長(以下「会長」という。)が認める場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 配送料、手数料、付属品の追加に係る費用
- (2) 付随するサービスへの加入や利用に係る費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に対し、次の各号に掲げる優良防犯電話機器の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) FAX 付き電話機の場合 5,000 円
- (2) 電話機または接続機の場合 3,000 円

2 補助金の交付対象は1世帯につき、1回限りとする。

(補助期間)

第6条 令和7年10月9日から令和8年2月27日までの間とし、期間中に事業予算が上限に達した場合は事業を終了する。

(購入手続き)

第7条 補助事業の申請から購入までの手続きは、次の各号のとおりである。

(1) 購入希望者による協会への連絡

購入希望者は、協会の事務局へ電話連絡し、協会の事務局職員(以下「事務局職員」という。)は、相手方の住所、氏名、連絡先等の基本的情報を聞き取る。

(2) 協力店への連絡・売買契約

事務局職員は、原則として、購入希望者の住居地に近い協力店又は購入希望者が希望する協力店に購入希望者の情報提供を行う。その後、協力店は、購入希望者と直接交渉のうえ、優良防犯電話機器の売買契約を締結する。

(3) 協力店による設置完了報告及び領収等の発行

協力店は、購入希望者との売買契約の締結により優良防犯電話機器を設置した場合は次の要領で領収書を発行、設置完了報告を行うこと。

ア 発行する領収書等には、販売価格のほか

- ・ 領収の宛名は設置場所に居住する65歳以上の者又はそれと同居する者の氏名を記載
- ・ 領収及び優良防犯電話機器設置の年月日
- ・ 優良防犯電話機器の品名又は型番

を記載する。

イ 設置完了後、速やかに、別記様式第1号「優良防犯電話機器設置完了報告書」に必要事項を記載のうえ、高知県防犯協会にFAX又は電子メールにより報告する。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、優良防犯電話設置日を含めて14日以内に別記様式第2号「優良防犯電話機器購入費補助金交付申請書

兼実績報告書」に下記の各号に掲げる書類を添えて、FAX、郵送、電子メール又は持参のいずれかの方法により会長に提出しなければならない。

- (1) 協力店から発行された補助対象経費の領収書その他支払いを証明する書類の写し
 - (2) 設置した優良防犯電話機器の品名、型番、主な仕様等がわかる書類の写し(保証書又は取扱説明書等の写し)
 - (3) 申請書類記載の申請者及び 65 歳以上の補助対象者の身分(必ず 同一の居住であること)が明らかになる公的証書の写し(例:運転免許証、マイナンバーカード等の写し等)
 - (4) 補助金の振込先となる申請者の口座通帳又はキャッシュカードの写し
 - (5) その他会長が必要と認める書類(例:住民票の写し等)
- 2 申請を代理人に委任する場合は、別記様式第 3 号「委任状」に必要事項を記入のうえ、会長に提出しなければならない。

(補助金交付決定及び額の確定)

第 9 条 会長は、前条の申請を受理したときは、補助対象者の住所地において優良防犯電話機器が作動していることを確認した上で、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、速やかに、別記様式第 4 号「優良防犯電話機器購入費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書」又は別記様式第 5 号「優良防犯電話機器購入費補助金不交付通知書」を申請者に交付することにより通知するものとする。

- 2 前項の規定により決定した補助金は、会長が補助金交付を決定後、速やかに申請者名義の金融機関口座へ振り込みにより交付するものとする。この場合、金融機関が発行する「振込依頼書の控え」又は「振込明細書」を受領書に代わるものとして協会の事務局に保管するものとする。

(財産の処分の制限)

第 10 条 補助金の交付を受けて設置した優良防犯電話機器は、設置完了日から 2 年間は、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することはできない。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(調査)

第 11 条 会長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けて設置した電話機等の設置状況に関する調査を行うことができる。

- 2 補助対象者は、前条の規定による財産の処分等やむを得ない場合を除き、前項の調査に協力すること。

(交付決定の取消し)

第 12 条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他、補助事業を継続することが不適當と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。これにより、補助金の不正受給を防止する。

(事務局)

第 13 条 本要綱に係る事務を処理するため、高知県防犯協会に事務局を置く。

(帳簿及び書類の整理保管)

第 14 条 補助事業に係る帳簿及び書類の整理保管については、公益社団法人高知県防犯協会処務規程（平成 24 年 4 月 1 日規程第 1 号）に基づき、これを保管しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。